

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、令第三号
国土交通省、環境省

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十九条第一項、第二項第九号及び第三項第四号の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十七日

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部

を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令（平成十二

年財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、令第二号）の一部を次のように改正する。
国土交通省、環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(申請書の記載事項) 第二条 法第十九条第二項第九号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(特定農畜水産物等が第四条第一号又は第二号に該当する場合にあつては第八号から第十四号までに掲げる事項を、第四条第三号又は第四号に該当する場合にあつては第六号及び第七号に掲げる事項を除く。)とする。 一・二 (略) 三 特定肥飼料等の原材料となる食品循環資源及びそれ以外の原材料の種類及び量 四・五 (略) 六 特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等(当該再生利用事業計画に従つて製造されるものに限る。)の種類及び量 七 特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等以外の肥料、飼料その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第百七十六号。以下「令」という。)第二条各号に定める製品の種類及び量 八 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物又は飼養された家畜の排せつ物を原材料とする肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品(以下「特定肥飼料等利用肥飼料等」という。)の種類、名称及び製造量 九 特定肥飼料等利用肥飼料等の製造及び販売の開始年月日 十 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物又は飼養された家畜の排せつ物であつて、特定肥飼料等利用肥飼料等の原材料となるもの(以下「特定肥飼料等利用生産物等」という。)及びそれ以外の原材料の種類及び量 十一 特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等利用肥飼料等(当該再生利用事業計画に従つて製造されるものに限る。)の種類及び量	(申請書の記載事項) 第二条 法第十九条第二項第九号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源及びそれ以外の原材料の種類及び量 四・五 (略) 六 特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に使用される特定肥飼料等(当該再生利用事業計画に従つて製造されるものに限る。)の種類及び量 七 特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に使用される特定肥飼料等以外の肥料、飼料その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第二条各号に定める製品の種類及び量 (新設) (新設) (新設) (新設)

十二	特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等利用肥飼料等以外の肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の種類及び量	(新設)
十三	特定肥飼料等利用生産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の種類及び量	(新設)
十四	特定肥飼料等利用生産物等の種類ごとのその生産に利用される特定肥飼料等以外の肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の種類及び量	(新設)
(特定農畜水産物等)		
第四条	法第十九条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	(特定農畜水産物等)
一	特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物（特定肥飼料等利用肥飼料等の原材料となる農畜水産物を除く。）	一 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物
二	(略)	二 (略)
三	特定肥飼料等利用肥飼料等の利用により生産された農畜水産物	(新設)
四	前号に掲げる農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品であつて、当該食品の原料又は材料として使用される農畜水産物に占める前号に掲げる農畜水産物の重量の割合が五十パーセント以上のもの	(新設)
(特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用量)		
第五条	法第十九条第三項第四号の主務省令で定めるところにより算定される量は、特定農畜水産物等が前条第一号又は第二号に該当する場合にあつては付録第一の、前条第三号又は第四号に該当する場合にあつては付録第二の算式により算定される量とする。	第五条 法第十九条第三項第四号の主務省令で定めるところにより算定される量は、付録の算式により算定される量とする。
付録第一	(第五条関係)	付録 (第五条関係)
$(A - B) \times \{ (C \div D) \times (E \div F) \} \times 0.5$		$(A - B) \times \{ (C \div D) \times (E \div F) \} \times 0.5$

- A は、当該再生利用事業計画に従って農林漁業者等が生産する特定農畜水産物等の量
- B は、当該特定農畜水産物等のうち、当該農林漁業者等が当該食品関連事業者以外にその販売先を確保しているものの量
- C は、当該特定肥飼料等の原材料となる食品循環資源のうち、当該食品関連事業者が排出するものの量
- D は、当該特定肥飼料等の原材料の量
- E は、当該農林漁業者等が当該特定農畜水産物等の生産に利用する特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の量
- F は、当該特定農畜水産物等の生産に利用される肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の総量

付録第二（第五条関係）

$$\frac{(A-B) \times \{(C \div D) \times (E \div F) \times (G \div H) \times (I \div I)\}}{I} \times 0.5$$

- A は、当該再生利用事業計画に従って農林漁業者等が生産する特定農畜水産物等の量
- B は、当該特定農畜水産物等のうち、当該農林漁業者等が当該食品関連事業者以外にその販売先を確保しているものの量
- C は、当該特定肥飼料等の原材料となる食品循環資源のうち、当該食品関連事業者が排出するものの量
- D は、当該特定肥飼料等の原材料の量
- E は、当該農林漁業者等が当該特定肥飼料等利用生産物等の生産に利用する特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の量
- F は、当該特定肥飼料等利用生産物等の生産に利用される肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の総量
- G は、当該特定肥飼料等利用肥飼料等の原材料となる当該特定肥飼料等利用生産物等の量
- H は、当該特定肥飼料等利用肥飼料等の原材料の量
- I は、当該農林漁業者等が当該特定農畜水産物等の生産に利用する

- A は、当該再生利用事業計画に従って農林漁業者等が生産する特定農畜水産物等の量
- B は、当該特定農畜水産物等のうち、当該農林漁業者等が当該食品関連事業者以外にその販売先を確保しているものの量
- C は、当該特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源のうち、当該食品関連事業者が排出するものの量
- D は、当該特定肥飼料等の製造に使用される原材料の量
- E は、当該農林漁業者等が当該特定農畜水産物等の生産に使用する特定肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の量
- F は、当該特定農畜水産物等の生産に使用される肥料、飼料その他令第二条各号に定める製品の総量

（新設）

特定肥飼料等利用肥飼料等（当該再生利用事業計画に従って製造されるものに限る。）の量

「は、当該特定農畜水産物等の生産に利用される肥料、飼料その他
令第二条各号に定める製品の総量

附 則

この省令は、公布の日から施行する。